

# 第17回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年6月15日（月） 13時55分～14時23分

2 開催場所 平川市役所 4階 大会議室2

3 出席農業委員（17名）

|       |        |       |        |       |        |
|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| 1番委員  | 今井 由香里 | 2番委員  | 今井 文雄  | 3番委員  | 駒井 雄多  |
| 4番委員  | 山口 知治  | 5番委員  | 大川 哲彌  | 6番委員  | 花田 昭二  |
| 7番委員  | 花田 良造  | 8番委員  | 對馬 忠法  | 9番委員  | 齋藤 美也子 |
| 10番委員 | 外川 清孝  | 11番委員 | 葛西 松静  | 14番委員 | 小山内 知寛 |
| 15番委員 | 木村 雅栄  | 16番委員 | 葛西 雅博  | 17番委員 | 古川 榮   |
| 18番委員 | 桑田 久毅  | 19番委員 | 高井 美奈子 |       |        |

4 欠席農業委員（2名）

|       |      |       |       |  |  |
|-------|------|-------|-------|--|--|
| 12番委員 | 工藤 守 | 13番委員 | 今井 龍美 |  |  |
|-------|------|-------|-------|--|--|

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（8名）

|      |       |      |       |      |        |
|------|-------|------|-------|------|--------|
| 平賀-1 | 赤平 和総 | 平賀-2 | 阿部 功  | 平賀-3 | 小野 哲   |
| 平賀-4 | 齋藤 陽徳 | 平賀-5 | 谷川 一雄 | 尾上-1 | 森内 優加利 |
| 尾上-2 | 葛西 均  | 碓ヶ関  | 平山 純一 |      |        |

6 出席事務局職員（4名）

|      |       |        |       |       |       |
|------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 中畑 高稔 | 事務局長補佐 | 福士 鉄也 | 事務局係長 | 外川 隆子 |
| 主査   | 佐藤 千尋 |        |       |       |       |

7 議事日程等

第1 議事録署名者の指名

第2 会期の決定

第3 議案審議

議案第50号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第51号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第52号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について

議案第53号 令和7年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況に係る点検・評価（案）について

報告第42号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告第43号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第44号 使用貸借合意解約書の受理について

## 8 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章  
唱和（委員全  
員）

(省略)

【開会 13 時 58 分】

議長（山口知  
治）

これより、第 17 回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は、19 名中 17 名です。  
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
14 番 小山内 委員、17 番 古川 委員の両名にお願いいたします。  
次に、会期についてお諮りいたします。  
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。  
議案説明のため、中畑事務局長、福士事務局長補佐、外川係長、佐藤主査の出席を求めました。書記には、福士事務局長補佐を採用いたします。  
それでは議案審議に入ります。  
本日の議案は、お手元に配付してある議案第 50 号から第 53 号の 4 件、ほかに報告が 3 件でございます。  
はじめに、議案第 50 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主査

1 ページをご覧ください。

議案第 50 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書と併せて 2 ページをご覧ください。

所有権移転について、21 番は譲渡人の要望、22 番から 3 ページの 24 番は経営拡大、3 ページから 4 ページの 25 番は学校法人が運営する幼稚園及びこども園の農業体験事業用地として取得するものです。

件数は 5 件、面積 17,579 m<sup>2</sup>、田 1 筆 2,007 m<sup>2</sup>、畑 15 筆 15,572 m<sup>2</sup> です。

続いて 5 ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、22 番は貸付人の要望、23 番および 24 番は経営拡大によるものです。

件数は 3 件、面積 10,974 m<sup>2</sup>、田 8 筆 9,474 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 1,500 m<sup>2</sup> です。

続いて 6 ページをご覧ください。

使用貸借権設定について、5 番は親からの経営継承によるものです。

件数は 1 件、面積 102,819 m<sup>2</sup>、畑 8 筆 102,819 m<sup>2</sup> です。

今回申請のあった案件については、申請事由により現地調査対象外である案件を含め、別添 1 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、所有権移転の 21 番から 25 番、賃貸借権設定の 22 番、23 番、使用貸借の 5 番について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、賃貸借権設定の 24 番については、3 番 駒井委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、駒井委員に退席を求めます。

(駒井委員 退席)

議長

それでは、24 番について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
駒井委員の入室を許可します。

(駒井委員 着席)

議長

次に、議案第 51 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

外川係長

7 ページをご覧ください。

議案第 51 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 2 農地転用許可基準説明書と合わせて議案の 8 ページをご覧ください。

整理番号 2 番の申請地は 9 ページのとおり、竹館小学校から南へ 3.7 km に位置します。土地利用計画は 10 ページのとおりで、砂利採取のための一時転用期間の更新となっています。

貸借期間については、砂利採取について県から認可された令和 10 年 6 月 6 日までとなっています。

整理番号 3 番の申請地は 11 ページのとおり、ひらかわドリームアリーナから北東へ約 450 m に位置します。土地利用計画は 12

ページのとおりで、昭和 40 年に住宅を建築し住居として使用していましたが、今回住宅の建て替えを検討した際に農地に住居の一部が建築されていることが判明したものです。近隣の代替地を検討したものの条件等の折り合いがつかず、今ある住居を取り壊して新たに農家住宅を建築するため、対象面積分の平川農業振興地域整備計画を変更し許可申請となったものです。

なお 3 番については平川市地域農業経営基盤強化促進計画から除外済みではありますが、建築関係の申請書類が整ってから建築許可と同日で許可書を交付することになります。

2 番については所要面積が 4,238 m<sup>2</sup> であり、3,000 m<sup>2</sup> を超えておりますので、6 月 23 日開催の青森県農業会議の常設審議委員会に諮り、意見聴取を経た後に許可書を交付することになります。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第 51 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第 52 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主査

13 ページをご覧ください。

議案第 52 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対して別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案の作成を要請したいので審議を求めるものです。

14 ページをご覧ください。

所有権移転について、整理番号 24 番から 15 ページの 27 番までのとおりで、所有権移転日となる公告日は令和 8 年 7 月末頃の予定です。

件数は 4 件、面積 16,672 m<sup>2</sup>、田 8 筆 12,674 m<sup>2</sup>、畑 6 筆 3,998 m<sup>2</sup> です。

今回申請のあった案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、所有権移転の 24 番、25 番、27 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の 26 番については、8 番 対馬委員に関する案件ですので、議事参与の制限の規定に準じ、対馬委員に退席を求めます。

(対馬委員 退席)

議長

それでは、26 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
對馬委員の入室を許可します。

(對馬委員 着席)

議長

次に、議案第 53 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

福士補佐

16 ページをご覧ください。

議案第 53 号 令和 7 年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況に係る点検・評価案について、令和 4 年 2 月 2 日付 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知 農業委員会による最適化活動の推進等についてにより、令和 7 年度における最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況に係る点検・評価結果を取りまとめたので審議を求めるものです。

農業委員会の最適化活動における点検・評価につきましては、農業委員会等に関する法律第 37 条の規定により毎年ホームページ等で公表するとともに、6 月末までに県知事等に報告することになっております。また、冒頭で説明したとおり、農業委員会による最適化活動の推進等についての局長通知により、委員ごとに最適化活動の点検・評価を行うとともに、農業委員会の総会において意見を求めることとしております。

17 ページをご覧ください。

本ページは、従前から実施している農業委員会としての最適化活動の点検・評価となり、令和 7 年度最適化活動の目標設定時における基本データと同じ値が記載されていますので、説明は省略します。

次に 18 ページをご覧ください。

本ページは、令和 7 年度の農地の集積状況を記載しております。

中段にある③実績をご覧ください。令和 7 年度における新規集積面積は-4 ha、平川市内の令和 7 年度末時点での集積面積の累計は 2,698 ha、集積率は 53.1%、目標達成率は 102.1%となりました。

本来、新規集積面積についてはマイナスとなることはありませんが、その原因については当該実績記載欄の次の農業委員会の点検結果欄に記載するとおり、実績公表値の積算方法を前年度実績から当該年度実績へ変更したこと、並びに県公表農地面積の減少によるものです。

ただし、集積率については目標値の 52.0%と比較し 1.1%の増となり、着実に集積は進んでいると判断できます。

次に、同ページの下段と 19 ページを合わせてご覧ください。

遊休農地の発生防止・解消に係る状況を記載しており、②目標をご覧ください。

令和 7 年度の遊休農地の解消面積目標は 1.3 ha に対し、令和 7 年度の解消実績は 19 ページの③実績に記載されているとおり、1.3 ha となっており何とか目標をクリアすることが出来ました。

ただし、令和 7 年度における農地パトロールの結果、市内の遊休農地面積は、④その他に記載されているとおり 18.2 ha で、この 1 年間で 6.1 ha の遊休農地が新たに発生したことになります。

なおその要因は遊休農地の新規発生に加え、判定基準の見直しにより緑区分から黄色区分と以降した遊休農地の発生によるもので、令和 8 年度はその解消対策を検討し、解消可能な農地に対してはその工程表の作成も検討することになります。

次に 20 ページをご覧ください。

新規参入の促進の状況ですが③実績に記載のとおり、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は 27.9 ha、目標の 26.5 ha に対し、105.2%の達成率となりました。

下段の農業委員会の点検結果に記載するとおり、公表した農地とはあっせん情報で公開している出し手側の農地のことですが、面積だけでいえば新規参入者に提供できる農地が確保されている形となっています。ちなみに、令和 7 年度の新規参入者は 14 経営体、取得した農地面積は 4.7 ha、経営体系としてはミニトマト等の施設栽培やリンゴ、桃等の果樹となっています。

次に同じページの中段以降をご覧ください。

最適化活動の活動目標のうち、活動強化月間については下段の②実績のとおり、農地パトロールとその結果分析より目標どおりの活動ができました。

また、新規参入相談会への参加については 21 ページ中段の②実績のとおり、ひらかわフェスタ 2025 における農業委員会ブースで相談コーナーを設置したことから、こちらも目標どおりの活動ができました。

以上のことから、農業委員会としての目標達成状況をポイント化したところ 11 ポイントとなり、目標に対して期待を上回る結果が得られたという評価となりました。

次に同じページの下段をご覧ください。

こちらは推進委員等の点検・評価結果となっており、委員の皆さまの最適化活動における点検・評価を個人ごとにポイント化した結果となります。

ご覧のとおり、期待を大幅に上回る結果が 1 人、期待どおりが 14 人、期待を下回る結果が 12 人となりました。この内容については後ほど説明いたします。

次に 22 ページをご覧ください。

こちらは農業委員会の事務に関する実施状況を記したものです。総会の開催実績、農地法第 3 条に基づく許可事務及び農地転用に関する事務については記載のとおりとなります。最後の違反転用への対応に係る実績はございません。

続きまして 23 ページをご覧ください。

このページは個人ごとの最適化活動の点検・評価のシートになります。

先ほどご説明したとおり、委員会としての評価は高かった一方で、個人ごとの評価では残念ながら約半数の方が低評価となっております。

昨年度と比較すると全体的ポイントは 11 ポイントで横ばいとなっており、この要因は皆さまから提出していただいた活動記録簿における活動日数の不足によるものと考えられます。

24 ページをご覧ください。

このページの下段に推進委員等が最適化活動を行う日数という欄があります。月当たりの活動日数が目標の 10 日に対して実績は、7.6 日となりました。

昨年 6 月総会では最低でも 6 日以上活動を、とお願いしており、前年比で 0.9 日増となり若干の改善は見られましたが、目標からはほど遠い状況となっております。また、昨年度同様に活動記録簿の提出漏れや記載漏れがあったことも影響しているのではないかと感じております。

資料は 23 ページに戻りますが、個人ごとの評価で大きなウェイトを占めているのが活動日数となっており、期待どおり以上の方を見ますと、活動日数が月当たりで 10 日以上となっていることから、今年度の活動記録については最低でも月あたり 10 日以上、年間で 120 日以上に記載をお願いいたします。

以前よりお知らせしておりますが、活動内容が会議へ出席や農業者年金や全国農業新聞の案内・勧誘のみの場合、および総会への出席、津軽南地区大会や県大会への参加、農業委員会から依頼した総会の議案に係る現地確認等も最適化活動には含まれず、その行き帰りの圃場の巡回も最適化活動の日数にカウントされませ

るので、今後の記載には十分お気を付けください。よろしくお願いします。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 53 号について、質疑、ご意見を求めます。  
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
次に、報告 3 件について、事務局に説明を求めます。

佐藤主査

25 ページをご覧ください。

報告第 42 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、農地法施行規則第 21 条の規定により、農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。

26 ページをご覧ください。

こちらは、令和 8 年 4 月から同年 5 月までの間に受理した相続による届出の一覧となります。

件数は 15 件、面積 126,533 m<sup>2</sup>、田 30 筆、畑 43 筆です。

続いて 27 ページをご覧ください。

報告第 43 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配付しております、別添 3 関連案件一覧と併せて、28 ページをご覧ください。

11 番は他者へ貸付するため、12 番は借受人の都合により解約するものです。

件数は 2 件、面積 13,585 m<sup>2</sup>、田 1 筆 1,817 m<sup>2</sup>、畑 12 筆 11,768 m<sup>2</sup> です。

続いて 29 ページをご覧ください。

報告第 44 号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

こちらについても、総会資料とは別に配布しております、別添 3 関連案件一覧と合わせて 30 ページをご覧ください。

4 番は他者へ売却するため解約するものです。

件数は 1 件、面積 5,481 m<sup>2</sup>、畑 5 筆 5,481 m<sup>2</sup> です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第 17 回総会を閉会いたします。

【閉会 14 時 23 分】